

令和2年4月30日

令和2年5月15日一部更新

令和2年5月29日一部更新

令和2年6月26日一部更新

令和2年7月1日一部更新

令和2年12月15日一部更新

令和3年2月2日一部更新

令和3年2月5日一部更新

# 国税の納税の猶予制度 FAQ

令和2年4月

国税庁徴収課

○このFAQは、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方等に向けて、国税の猶予制度の基本的な取扱いを示すものです。

# 目 次

I	猶予制度とは	1
	(納税が困難な場合の問合せ先)	1
	問1 収入の減少等により税金や社会保険料を支払えない場合の相談窓口はどこか。	1
	(猶予制度の仕組み)	1
	問2 猶予制度とはどのような制度か。〔令和3年2月2日更新〕	1
	(猶予を受けられる場合)	2
	問3 どのような場合に猶予制度を利用できるか。〔令和3年2月2日更新〕	2
	問4 納税資金はあるが、将来減収となる不安がある場合には猶予は受けられるのか。〔令和3年2月2日更新〕	2
	問5 損益が黒字の場合でも猶予は受けられるか。〔令和3年2月2日追加〕	3
	問6 無理をして期限までに納税したが、今から返還してもらい、その上で猶予を受けることは可能か。	3
	(猶予を受けられる税目)	3
	問7 どのような税目(所得税、法人税、消費税など)について猶予を受けられるのか。	3
	(中間申告分等の猶予)	4
	問8 確定申告分だけでなく、中間申告分や予定納税、修正申告分などでも猶予を受けられるのか。〔令和2年6月26日更新〕	4
	(猶予と期限延長の違い)	4
	問9 国税の猶予と申告・納付期限の延長とは違うのか。	4
	(猶予と免除の違い)	4
	問10 猶予を受けると税金の納付が免除されたり、納めた税金が還付されるのか。	4
	(猶予と欠損金の繰戻還付)	5
	問11 確定申告をしたところ法人税が発生したが、次の申告で欠損金の繰戻し予定なので、猶予の申請は不要か。〔令和2年6月26日更新〕	5
	(猶予と納税証明)	5
	問12 金融機関からの借入や入札等への参加のため、納税証明書を取得する必要があるが、猶予が適用されている場合、納税証明書にはその旨が記載されるのか。〔令和3年2月2日更新〕	5
II	猶予の効果	7
	(猶予の通知)	7

問 13	猶予が認められた場合、通知がされるのか。〔令和3年2月2日更新〕	7
	(猶予期間中の税金の納付)	7
問 14	猶予を受けた後はどのように税金を払っていくのか。〔令和3年2月2日更新〕	7
	(猶予を受けられる期間)	7
問 15	どの程度の期間猶予を受けられるのか。〔令和3年2月2日更新〕	7
	(猶予期間の延長等)	8
問 16	最初に受けた猶予期間内に税額を支払えなかった場合にはどうなるのか。〔令和3年2月2日更新〕	8
<b>Ⅲ</b>	<b>猶予を受けられる要件</b>	<b>9</b>
	(一時に納税が困難)	9
問 17	「一時に納付が困難」とはどのような意味か。〔令和3年2月2日更新〕	9
	(猶予額の計算)	9
問 18	猶予額の計算に当たって、手元資金の現預金額には国等からの給付金や緊急融資を含める必要があるのか。	9
問 19	猶予額の計算に当たって、当面の資金繰りに必要な額はどの程度認められるのか。〔令和3年2月2日更新〕	9
	(滞納している税金がある場合)	10
問 20	現在滞納している税金がある場合には猶予を受けられないのか。〔令和3年2月2日更新〕	10
	(担保の提供の要否)	10
問 21	猶予を受けるためには担保の提供は必要か。〔令和3年2月2日更新〕	10
<b>Ⅳ</b>	<b>特例猶予の適用</b>	<b>11</b>
	(特例猶予の適用)	11
問 22	特例猶予はもう受けることができないのか。〔令和3年2月2日追加〕	11
	(特例猶予の申請期限)	11
問 23	令和3年2月1日より前に納期限が到来する国税について、申請期限までに特例猶予の申請ができなかった。このような場合も、特例猶予は受けられないのか。〔令和3年2月2日追加〕	11
	(特例猶予期間の終了)	12
問 24	特例猶予を受けているが、猶予期間が終了したらどうなるのか。〔令和3年2月2日追加〕	12
問 25	特例猶予の猶予期間の終了日はどうやって確認すればよいか。〔令和3年2月5日更新〕	12

V	特例猶予から他の猶予への切替え	13
	(特例猶予期間内に納付できない場合)	13
	問 26 特例猶予の猶予期間が終了するが、期間内に納付できない場合はどうすればよいか。〔令和3年2月2日追加〕	13
	(特例猶予から他の猶予への切替え)	13
	問 27 特例猶予の猶予期間が終了した後に他の猶予を受けるためにはどうすればよいか。〔令和3年2月2日追加〕	13
VI	猶予申請の手続	14
	(申請の必要性)	14
	問 28 猶予を受けるためには申請が必要なのか。あるいは、自動的に猶予を受けられるのか。	14
	(申請の期限)	14
	問 29 換価の猶予の申請に期限はあるのか。〔令和3年2月2日更新〕	14
	問 30 猶予の申請期限を過ぎてしまうと一切猶予を受けられなくなるのか。〔令和3年2月2日更新〕	14
	(換価の猶予を受ける場合の延滞税の発生時期)	15
	問 31 換価の猶予を受けようとする場合、猶予の申請期限内であれば、いつ申請をしても延滞税の負担は同じか。	15
	(申請書の記載方法等)	15
	問 32 申請書の記載方法が分からない場合にはどこに尋ねればよいか。〔令和2年5月15日更新〕	15
	(猶予の申請に必要な書類)	15
	問 33 換価の猶予の申請のためにはどのような書類を準備する必要があるか。〔令和3年2月2日更新〕	15
	(申請書の提出方法)	16
	問 34 都道府県から外出自粛の要請が出ているが、税務署に行かなければ申請できないのか。	16
	問 35 税務署で相談の上、猶予申請書を提出したいが、予約は必要か。	16
	(税理士による代理申請)	16
	問 36 税理士に申請書の提出や電子申請 (e-Tax) を依頼することは可能か。	16
	(e-Tax の利用可能時間)	17
	問 37 e-Tax は、いつでも利用可能なのか。〔令和2年12月15日更新〕	17
	(申請から猶予適用までの間の延滞税)	17
	問 38 申請から許可までの間の延滞税は軽減・免除されないのか。	17



I 猶予制度とは

(納税が困難な場合の問合せ先)

問1 収入の減少等により税金や社会保険料を支払えない場合の相談窓口はどこか。

(答)

- 税の種類や社会保険料により窓口が異なります。
  
- 法人税や源泉所得税、申告所得税、消費税などの国（税務署）へ納付する税金の猶予に関する一般的な質問等については、国税局猶予相談センターにご相談いただき、猶予制度の詳細や個別の事情については、所轄の税務署にご相談ください。  
(注) 国税局猶予相談センターの電話番号は国税庁ホームページをご覧ください。  
URL [https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/callcenter/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm)
  
- また、市県民税や固定資産税及び自動車税等の地方税の猶予相談窓口は都道府県や市区町村の担当窓口へ、社会保険料のうち厚生年金保険料等については日本年金機構へ、労働保険料については都道府県労働局へご相談ください。

(猶予制度の仕組み)

問2 猶予制度とはどのような制度か。〔令和3年2月2日更新〕

(答)

- 国税の猶予制度は、期限内の納税が難しい場合に、申請により税務署長の許可を受けて、期限後に（必要に応じ分割して）納税ができるようになる制度です。
  
- 猶予を受けるためには一定の要件を満たす必要がありますが、猶予期間中（原則1年間）は、延滞税が軽減されます（※）。（換価の猶予）  
※ 令和3年における延滞税の軽減については、年8.8%の割合が年1.0%の割合となります。
  
- その他、次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがあるため、ご相談の際、お申し出ください。（納税の猶予）
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
  - ・ 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(猶予を受けられる場合)

問3 どのような場合に猶予制度を利用できるか。〔令和3年2月2日更新〕

(答)

○ 主な猶予制度としては以下の(1)(2)があり、それぞれ記載の要件をいずれも満たす場合にその猶予制度を利用することができます。

(1) 換価の猶予（延滞税軽減※）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難となるおそれがあること。
- ・ 納税について誠実な意思があること。
- ・ 納期限から6か月以内に申請があること。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がないこと。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、状況に応じて、税務署長の職権による猶予を検討します。

(2) 納税の猶予（延滞税免除又は軽減※）

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連するなどして、以下のようなケースに該当すること。
  - ① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した。
  - ② 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった。
  - ③ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした。
  - ④ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた。
- ・ ①～④があることにより、一時の納税ができないこと。
- ・ 申請があること。

(注) 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

※ 令和3年における延滞税の軽減については、年8.8%の割合が年1.0%の割合となります。

問4 納税資金はあるが、将来減収となる不安がある場合には猶予は受けられるのか。〔令和3年2月2日更新〕

(答)

○ 納税資金がある方に対しては、定められた納期限までに納税をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の見通しに不安を抱えている方も多いと考えられます。そのため、猶予の要件の判定に当たっては、納税者の実

情を考慮することとしています。

- したがって、資金がある方でも、当面の事業の継続・生活維持のためにその資金の支出が決まっている場合等は、猶予を受けられることがありますので、猶予申請の方法などについて、所轄の税務署（徴収部門）までご相談ください。

問5 損益が黒字の場合でも猶予は受けられるか。〔令和3年2月2日追加〕

（答）

- 黒字であっても、要件を満たせば猶予が受けられます。

問6 無理をして期限までに納税したが、今から返還してもらい、その上で猶予を受けることは可能か。

（答）

- 国税の猶予制度は、期限内の納税が難しい場合に、申請により税務署長の許可を受けて、期限後に（必要に応じて分割して）納税ができるようになる制度であり、既に納税している分について返還を求めることはできません。

（猶予を受けられる税目）

問7 どのような税目（所得税、法人税、消費税など）について猶予を受けられるのか。

（答）

- ほとんど全ての税目が対象となりますが、印紙で納付する印紙税のほか、外国貨物を保税地域から引き取る場合の消費税や出国する際に直接税関長に納付する方式の国際観光旅客税については対象となりません。
- また、地方消費税や地方譲与税など、一旦、国に納めていただく税についても、同じように対象となります。



(中間申告分等の猶予)

問 8 確定申告分だけでなく、中間申告分や予定納税、修正申告分などでも猶予を受けられるのか。〔令和 2 年 6 月 26 日更新〕

(答)

- 税務署に申請していただくことにより、猶予の適用を受けることができます。  
なお、例えば、消費税の中間申告分について、本年の課税売上高が前年より大幅に減少している場合などには、仮決算に基づく中間申告を行っていただくことにより、直前の課税期間の税額に基づき計算した中間申告税額に比べ、納税額を抑えることができますので、この制度の利用についてもご検討ください(消費税法 43 条)。

(猶予と期限延長の違い)

問 9 国税の猶予と申告・納付期限の延長とは違うのか。

(答)

- 国税の猶予制度は、期限後に（必要に応じて分割して）納税ができるようになる制度であり、申告・納付期限そのものが延長されるわけではありません（国税通則法 46 条、国税徴収法 152 条 1 項）。
- これに対し、申告・納付期限の延長は、外出自粛要請や交通の途絶などにより、申告や納税などの行為自体ができない場合に、税務署長へ申請をすることにより、申告・納付期限を延長できる制度です（国税通則法 11 条）。

(猶予と免除の違い)

問 10 猶予を受けると税金の納付が免除されたり、納めた税金が還付されるのか。

(答)

- 国税の猶予制度は、期限後に（必要に応じて分割して）納税ができるようになる制度であり、税金の納付そのものが免除されたり、納めた税金が還付されたりすることはありません。

(猶予と欠損金の繰戻還付)

問 11 確定申告をしたところ法人税が発生したが、次の申告で欠損金の繰戻し予定なので、猶予の申請は不要か。〔令和 2 年 6 月 26 日更新〕

(答)

- 次の申告で法人税の欠損金の繰戻しを行っても、今期発生した法人税に猶予を適用せずに納付しなければ、繰戻しまで（1 年間）通常の延滞税がかかります。
- 猶予が適用されると、延滞税が軽減又は免除されますので（国税通則法 63 条 1 項）、一時に納付することが困難な事情がある場合は、所轄の税務署（徴収部門）にご相談いただくようお願いします。

(猶予と納税証明)

問 12 金融機関からの借入や入札等への参加のため、納税証明書を取得する必要があるが、猶予が適用されている場合、納税証明書にはその旨が記載されるのか。〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕

(答)

- 猶予の適用を受けている国税についての納税証明書の取扱いは次のとおりです。
  - ① 納税証明書（その 1）・・・納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明  
猶予の適用を受けている場合は、納税証明書の「備考」欄に、以下のとおり猶予の適用を受けている旨が記載されます。

(記載内容)

イ 納税の猶予中の場合

「上記未納税額●●円については、国税通則法第 46 条第●項の規定による納税の猶予中です（猶予期限：令和●年●月●日）。」

ロ 換価の猶予中の場合

「上記未納税額●●円については、国税徴収法の規定による換価の猶予中です（猶予期限：令和●年●月●日）。」

② 納税証明書（その 3）（その 3 の 2）（その 3 の 3）・・・未納の税額がないことの証明

猶予の適用を受けている税目に関しては発行されませんので、その場合の代替書類等については、提出先にお問い合わせください。

- その他の納税証明書の取扱いは次のとおりです。

① 納税証明書（その２）・・・所得金額の証明

所得税及び復興特別所得税又は法人税の確定申告を行っている場合には、未納税額の有無や猶予の適用の有無にかかわらず発行されます。

なお、納税証明書（その２）には、猶予の適用を受けている旨は記載されません。

② 納税証明書（その４）・・・滞納処分を受けたことがないことの証明

証明を受けようとする期間に滞納処分を受けたことがない場合には、猶予の適用を受けていても発行されます。

なお、納税証明書（その４）には、猶予の適用を受けている旨は記載されません。

## II 猶予の効果

### (猶予の通知)

問 13 猶予が認められた場合、通知がされるのか。〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕

(答)

- 猶予が認められた場合は、納税者に対して、猶予税額、猶予期間や該当する根拠法令を記載した通知書を送付します（国税通則法 47 条 1 項、国税徴収法 152 条 3 項、4 項）。

### (猶予期間中の税金の納付)

問 14 猶予を受けた後はどのように税金を払っていくのか。〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕

(答)

- 猶予を受けた後は、通知書に記載された分割納付金額をそれぞれの分割納付の日までに納付をする必要があります（国税通則法 46 条 4 項、国税徴収法 152 条 1 項）。
- 既に猶予を受けられている方で、分割納付の日までに納税が難しい場合は、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

### (猶予を受けられる期間)

問 15 どの程度の期間猶予を受けられるのか。〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕

(答)

- 猶予の適用期間については、通常、納税者から収入や支出の状況などを伺いながら、納税者個々の実情に応じて最短の期間としていますが（国税通則法 46 条 4 項、国税徴収法 152 条 1 項）、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが困難な方については、迅速かつ柔軟に対応するため、納税者の方から特段の申出がない限り 1 年間猶予しています。

(猶予期間の延長等)

問 16 最初に受けた猶予期間内に税額を支払えなかった場合にはどうなるのか。[令和 3 年 2 月 2 日更新]

(答)

- 納付ができない事情を所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。ご事情に応じた対応をさせていただきます。

(注) 猶予の適用期間は原則 1 年間ですが、猶予期間内に納付ができないやむを得ない理由がある場合は、猶予期間を延長することができます（国税通則法 46 条 7 項、国税徴収法 152 条 3 項、4 項）。

Ⅲ 猶予を受けられる要件

(一時に納税が困難)

問 17 「一時に納付が困難」とはどのような意味か。〔令和3年2月2日更新〕

(答)

- 「一時に納付が困難」とは、納付すべき国税の全額を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき国税の全額を一時に納付することにより納税者の事業の継続若しくは生活の維持を困難にすると認められることをいいます。
- 具体的には、納付可能金額（手元資金－当面の資金繰りに必要な額）が納付すべき国税の額に満たないケースが該当します。

(猶予額の計算)

問 18 猶予額の計算に当たって、手元資金の現預金額には国等からの給付金や緊急融資を含める必要があるのか。

(答)

- 手元資金には、計算上は給付金や緊急融資の額を含めませんが、給付金等について、事業継続等のため支出先が決まっている場合は、納付可能額を算出する際に運転資金や臨時支出の額を同額分増加させますので、実質的には猶予を受けられる額には影響しません。現預金額に給付金等の額が含まれている方は、ご相談の際にお申し出ください。

問 19 猶予額の計算に当たって、当面の資金繰りに必要な額はどの程度認められるのか。〔令和3年2月2日更新〕

(答)

- 当面の資金繰りに必要な額は、納税者個々の事業の状況や資金繰りの状態により異なりますので一概には言えませんが、一般的には、事業継続のため1か月以内に支出が予定されている金額は運転資金として納税資金から除外します。

- なお、1か月以内に支出が予定されている金額でなくても、その資金の支出が当面の事業の継続のため決まっている場合等は運転資金として加算できます。

(注) 売上の減少に応じ、直近の支出が減少している場合でも、通常の支出額をもって当面の資金繰りに必要な額を算出することができる場合がありますので、ご相談の際にお申し出

ください。

(滞納している税金がある場合)

問 20 現在滞納している税金がある場合には猶予を受けられないのか。〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕

(答)

- 換価の猶予については、他に滞納（猶予中のものを除きます。）となっている国税がある場合は、猶予が認められないことがあります（国税徴収法 151 条の 2 第 2 項）。
- 他方、納税の猶予（問 3 参照）については、猶予を受けようとする国税以外に滞納している国税があっても、猶予を受けることができます。
- 現在滞納している国税がある方は、まずは、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

(担保の提供の要否)

問 21 猶予を受けるためには担保の提供は必要か。〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕

(答)

- 猶予を受けるためには担保の提供が必要となる場合がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方については、明らかに担保を提供できる状況でない限り、担保は不要としています（国税通則法 46 条 5 項ただし書）。

IV 特例猶予の適用

(特例猶予の適用)

問 22 特例猶予はもう受けることができないのか。〔令和3年2月2日追加〕

(答)

- 特例猶予は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」により創設されたもので、無担保かつ延滞税なしで、一年間納税を猶予する制度ですが、その対象は、令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税となっています。
- そのため、令和3年2月1日より後に納期限が到来する国税については、特例猶予を受けることができません。
  - ※ 申告・納付期限の個別延長手続（国税通則法11条）により、国税の納期限が令和3年2月1日より後に延長された場合も同様に、特例猶予を受けることができません。

(特例猶予の申請期限)

問 23 令和3年2月1日より前に納期限が到来する国税について、申請期限までに特例猶予の申請ができなかった。このような場合も、特例猶予は受けられないのか。〔令和3月2月2日追加〕

(答)

- 特例猶予の申請は、納期限までに行う必要があります（新型コロナ特法3条による読替え後の国税通則法46条1項）。
- ただし、申請できなかったことについて、やむを得ない理由があると認められる場合、申請期限を超過していても申請により特例猶予を受けることができます（新型コロナ特法3条による読替え後の国税通則法46条1項かっこ書）。
  - ※ 特例猶予を受けることができる国税は、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税です。
  - ※ 申請期限を超過した後にされた申請により猶予の適用を受けた場合であっても、延滞税の免除などの猶予の効果は、納期限の翌日から受けられます。
- やむを得ない理由があるかどうかについては、納税者の方が申請できなかったご事情をお伺いさせていただいた上で柔軟に取り扱うこととしていますが、例えば、職員から特例猶予の制度を繰り返しご案内していたにもかかわらず、申請がされていないような場合は、やむを得ない理由があるとは認められません。
  - 申請期限を超過している場合は、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談く



ださい。

(特例猶予期間の終了)

問 24 特例猶予を受けているが、猶予期間が終了したらどうなるのか。〔令和3年2月2日追加〕

(答)

- 現在、特例猶予を受けている国税については、その猶予期限までにお忘れなく納付いただきますようお願いいたします。
- なお、猶予期間の終了後は延滞税がかかります。また、督促状が送付されたり、納税コールセンターから電話催告が行われたりすることがあります。  
※ 令和3年における延滞税は、年8.8%の割合でかかります。
- 特例猶予を受けている国税について、猶予期間の終了日までに納付できない場合には、換価の猶予又は納税の猶予を受けられることがあるため、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください（問3、26参照）。

問 25 特例猶予の猶予期間の終了日はどうやって確認すればよいか。〔令和3年2月5日更新〕

(答)

- 特例猶予を許可したときに送付しております「納税の猶予許可通知書」の「猶予期間」欄に、猶予期間の終了日を記載しておりますので、ご確認をお願いします。  
(注) 今般、令和2年分の申告所得税、個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長したところです。  
これに伴い、令和2年分の予定納税や個人事業者の消費税の中間申告による国税について特例猶予を受けており、かつその猶予期間の終了日を当初の申告期限までとしていたときは、その猶予期間の終了日も令和3年4月15日（木）まで延長されるため、「納税の猶予許可通知書」に記載された猶予期間の終了日と異なる場合があります。
- なお、特例猶予の猶予期間の終了日が近づいてきた納税者の方に対しましては、税務署（又は国税局）より、個別に、ハガキや電話等にてご連絡をしております。

V 特例猶予から他の猶予への切替え  
(特例猶予期間内に納付できない場合)

問 26 特例猶予の猶予期間が終了するが、期間内に納付できない場合はどうすればよいか。〔令和3年2月2日追加〕

(答)

- 特例猶予を受けている国税について、猶予期間の終了日までに納付できない場合には、換価の猶予又は納税の猶予(問3参照)を受けられることがあります。
- 換価の猶予又は納税の猶予を受けると延滞税が軽減されるため、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。  
※ 令和3年における延滞税の軽減については、年8.8%の割合が年1.0%の割合となります。

(特例猶予から他の猶予への切替え)

問 27 特例猶予の猶予期間が終了した後他の猶予を受けるためにはどうすればよいか。〔令和3年2月2日追加〕

(答)

- 換価の猶予又は納税の猶予の適用に当たっては、税務署において審査を行っているため、猶予申請書や財産及び収支に関する書類等の提出をお願いしております。  
また、猶予の審査に当たり、納税者の方の状況等を確認させていただくことがあるため、元帳や売上帳などの収支状況の分かる書類、手元資金の現在高が分かる現金出納帳や預金通帳を準備していただくとスムーズな対応が可能です。  
※ 地方税、社会保険料等に猶予申請等をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。
- ただし、帳簿等を準備することが難しい方におかれましても、職員による聞き取り等によって対応しておりますので、まずは所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

VI 猶予申請の手続

(申請の必要性)

問 28 猶予を受けるためには申請が必要なのか。あるいは、自動的に猶予を受けられるのか。

(答)

- 猶予は納税者の方からの申請に基づいて適用することとなりますので、自動的に猶予を受けられません（国税通則法 46 条 1 項、国税徴収法 151 条の 2 第 1 項）。
- 猶予に関する一般的な質問等については、国税局猶予相談センターにご相談いただき、猶予制度の詳細や個別の事情については、所轄の税務署にご相談ください。

(申請の期限)

問 29 換価の猶予の申請に期限はあるのか。〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕

(答)

- 換価の猶予については、納期限から 6 か月以内に申請する必要があります（国税徴収法 151 条の 2 第 1 項）。  
なお、延滞税は法定納期限の翌日から発生しますので、猶予の申請はできるだけ早く行うことをお勧めします。

問 30 猶予の申請期限を過ぎてしまうと一切猶予を受けられなくなるのか。〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕

(答)

- 申請期限を経過した場合は、原則として申請による換価の猶予を受けることはできません（国税徴収法 151 条の 2 第 1 項）。  
※ 外出自粛要請等により、猶予申請ができない環境であった場合は、申請期限を個別に延長できる場合があります（国税通則法 11 条）。
- ただし、状況に応じて他の猶予を受けることができる場合がありますので、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

(換価の猶予を受ける場合の延滞税の発生時期)

問 31 換価の猶予を受けようとする場合、猶予の申請期限内であれば、いつ申請をしても延滞税の負担は同じか。

(答)

- 換価の猶予は納期限から6か月以内に申請する必要がありますが、延滞税は納期限の翌日から発生しますので、納期限を過ぎて申請されると、納期限の翌日から猶予申請日の前日までの間は延滞税が軽減されないこととなります。
- 納税者の方にとって不利となりますから、早めの申請をお勧めします。

(申請書の記載方法等)

問 32 申請書の記載方法が分からない場合にはどこに尋ねればよいか。[令和2年5月15日更新]

(答)

- 申請書の記載方法が分からない場合は、国税庁ホームページの猶予申請書の記載例や説明動画（YouTube 動画）をご参照ください。また、国税局猶予相談センターにご相談いただければ、お電話でご案内します。

(注) 国税庁ホームページの掲載ページのURL

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

(猶予の申請に必要な書類)

問 33 換価の猶予の申請のためにはどのような書類を準備する必要があるか。[令和3年2月2日更新]

(答)

- 換価の猶予の申請に当たっては、「猶予申請書」をご準備いただき、「郵送」又は「e-Tax」でご提出ください。
- なお、猶予申請書の添付書類として、「財産収支状況書」の提出をお願いしておりますが、これらの書類を準備することが難しい場合は、職員による聞き取り等で対応しますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

## 納税の猶予制度 F A Q

- また、猶予の審査に当たり、納税者の方の状況等を確認させていただくことがあるため、元帳や売上帳などの収支状況の分かる書類、手元資金の現在高が分かる現金出納帳や預金通帳を準備していただくとスムーズな対応が可能です。
- ※ 地方税、社会保険料等に猶予申請等をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。

### (申請書の提出方法)

問 34 都道府県から外出自粛の要請が出ているが、税務署に行かなければ申請できないのか。

(答)

- 猶予申請書の提出は、e-Tax 又は郵送でも受け付けております。いわゆる「3密」回避の観点から、税務署に申請書を持参いただくのではなく、申請はできる限り e-Tax 又は郵送により提出していただくよう、ご協力をお願いします。

問 35 税務署で相談の上、猶予申請書を提出したいが、予約は必要か。

(答)

- 予約の必要はありませんが、混雑が予想されますので、混雑状況を電話でご確認の上、ご来署ください。  
電話による確認を行わず来署した場合、混雑状況によっては、当日中に納付相談ができない場合があります。
- ※ なお、一部に事前予約制をとっている税務署もありますので、ご来署される前に所轄の税務署（徴収部門）にご確認ください。

### (税理士による代理申請)

問 36 税理士に申請書の提出や電子申請（e-Tax）を依頼することは可能か。

(答)

- 猶予申請は、税理士による代理申請が可能です。

(e-Tax の利用可能時間)

問 37 e-Tax は、いつでも利用可能なのか。〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕

(答)

- e-Tax の利用可能時間は、休日、祝日及びメンテナンス時間（月曜日 0:00～8:30）を除く平日に 24 時間稼働していますので、ご利用ください。  
また、月末の土曜日及びその翌日曜日は、8 時 30 分～24 時までご利用いただけます。

(参考)

1 通常期

月曜日～金曜日（休祝日、12/29～1/3 を除く） 24 時間

休祝日の翌稼働日は朝 8 時 30 分から利用開始（0 時から 8 時 30 分まで休止）

毎月最終土曜日及び翌日の日曜日（12 月を除く）8 時 30 分から 24 時

2 所得税の確定申告時期

全日 24 時間

- なお、e-Tax の日ごとの利用可能時間は、「カレンダー」として e-Tax ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

URL [https://www.e-tax.nta.go.jp/info\\_center/index.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm)

(申請から猶予適用までの間の延滞税)

問 38 申請から許可までの間の延滞税は軽減・免除されないのか。

(答)

- 延滞税の免除などの猶予の効果は、許可した日にかかわらず、申請日に遡って適用されますのでご安心ください。